

免許番号 共第55号

漁場の位置 姫路市木場及び八家地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ、C、B（防波堤に沿う。）及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・木場界（北緯34度46.19分、東経134度43.86分）

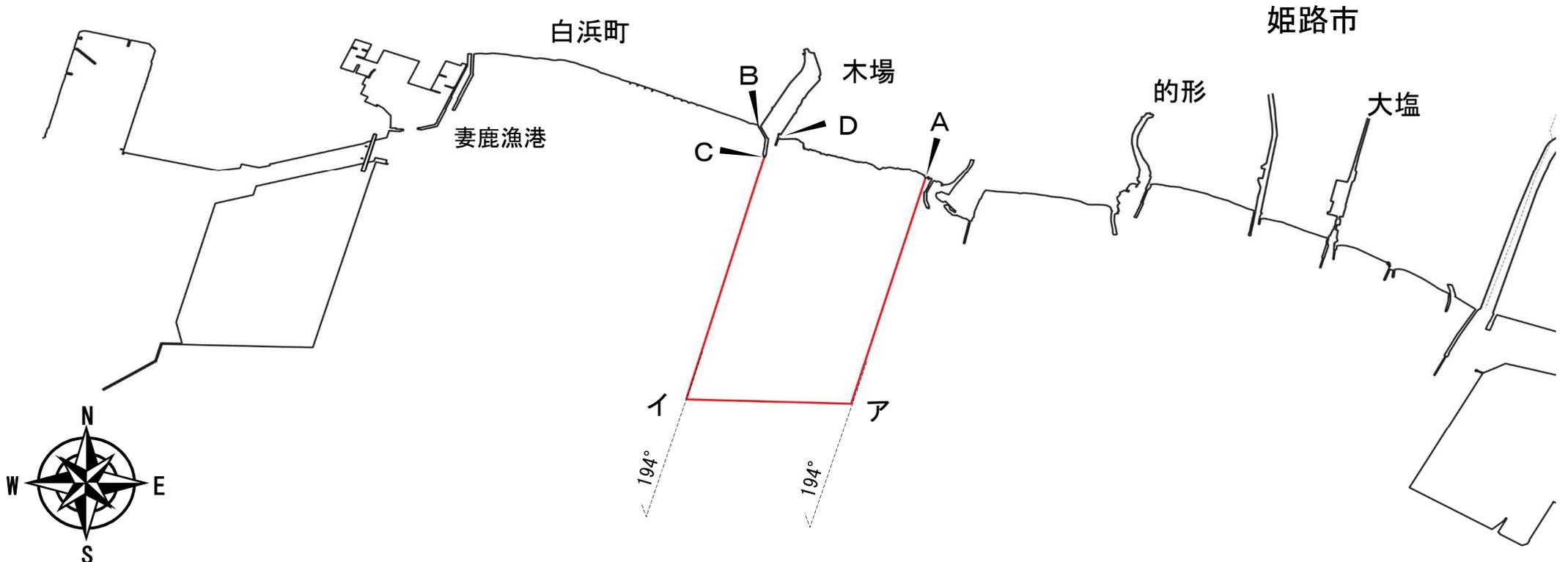
B 姫路市姫路八木港西防波堤基部（北緯34度46.37分、東経134度43.32分）

C 姫路市姫路八木港西防波堤先端（北緯34度46.26分、東経134度43.34分）

D 姫路市姫路八木港東防波堤基部（北緯34度46.33分、東経134度43.39分）

ア Aから194度1,500メートルの点（北緯34度45.40分、東経134度43.62分）

イ Cから194度1,600メートルの点（北緯34度45.42分、東経134度43.09分）



令和5年9月1日 免許
共第55号



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件		
1	1	あおさ漁業		10月1日から4月30日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。		
	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで	2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	おごのり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
1	かき漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第55号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市白浜町字万代新開甲912番地8 姫路市漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		